

出産育児フローシート 平成29年10月1日改正点

改正育児・介護休業法が平成29年10月1日施行されました。

改正のポイントは

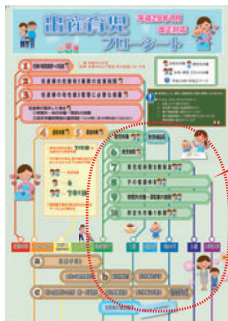
- ① 育児休業が子が最長2歳に達するまで取得可能に
 - ・ 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。
 - ・ 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。
- ② 育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設
- ③ 育児目的休暇制度の努力義務の創設

改正にともない下記のとおり本シートの内容に追加訂正をいたします。

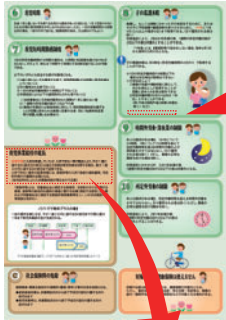
※赤色の部分が変更になった箇所です。

平成29年10月1日 労働新聞社

オモテ面 1ページ目



オモテ面 3ページ目



追加文言

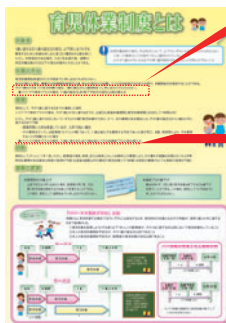
⑧ 子の看護休暇

◎法定の育児休暇等とは別に、「育児目的の休暇」を整備するのが望ましいとされています(努力義務)。

育児休業給付の延長

保育所等に入所を希望していたが、入所できない等の理由により、子が1歳に達する日(誕生日の前日)以後も引き続き育児休業を取得する場合、最大1歳6か月に達する日の前日まで延長できる。
同様の理由で、1歳6か月に達する日以後も引き続き育児休業を取得する場合、最大2歳に達する日の前日まで再延長できる。
入所できない場合の延長申請には、保育所等の入所不承諾の通知書等、市区町村発行の書類が必要となる。
(各市町村により入所募集時期が異なるので注意)

ウラ面 2ページ目



追加文言

休業の申出 3行目以降

子が1歳6か月までの育児休業の場合、1歳の誕生日の2週間前までに申し出なければならない(子が2歳になるまで再延長する場合も同様)。
◆パパ・ママ育休プラスの場合、『1歳の誕生日』を『休業終了予定日の翌日』と読み替える
◆子が2歳までの再延長の場合、『1歳の誕生日』を『1歳6か月到達日の翌日』と読み替える

期間 最下行に追加

さらに、子が1歳6か月に達する日において、上記と同様の理由がある場合には、子が2歳に達する日まで再延長が可能